

平成28年第2回臨時会

(8月2日招集)

山都町議会会議録

平成28年8月第2回山都町議会臨時会会議録目次

○8月2日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 議案第57号 平成28年度山都町一般会計補正予算（第3号）について	2
日程第4 議案第58号 工事請負契約の締結について（山都町文化交流拠点施設建設 工事）	26
日程第5 工事請負契約の締結について（山都町営グラウンドゴルフ場整備工事）	29
閉会	42

8 月 2 日（火曜日）

平成28年8月第2回山都町議会臨時会会議録

1. 平成28年8月2日午前10時0分招集
2. 平成28年8月2日午前10時0分開会
3. 平成28年8月2日午後0時51分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 議案第57号 平成28年度山都町一般会計補正予算（第3号）について
 - 日程第4 議案第58号 工事請負契約の締結について（山都町文化交流拠点施設建設工事）
 - 日程第5 議案第59号 工事請負契約の締結について（山都町営グラウンドゴルフ場整備工事）

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	副町長	岡本哲夫
監査委員	森田京子	教育長	藤吉勇治
総務課長	坂口広範	清和支所長	増田公憲
会計課長	山中正二	企画政策課長	本田潤一
税務住民課長	田中耕治	山の都創造課長	檜林力也
農林振興課長	藤島精吾	建設課長	後藤誠輝
環境水道課長	佐藤三己	健康福祉課長	玉目秀二
そよう病院事務長	小屋迫厚文	老人ホーム施設長	藤原千春
学校教育課長	荒木敏久	生涯学習課長	工藤宏二
地籍調査課長	山本祐一		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） それでは、ただいまから平成28年第2回山都町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中村一喜男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、11番、田上聖君、12番、中村益行君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（中村一喜男君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

日程第3 議案第57号 平成28年度山都町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第3、議案第57号「平成28年度山都町一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第57号、平成28年度山都町一般会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

今回のこの補正予算につきましては、さきの6月定例会の第2号補正予算上程の際に申し上げたところでございますけれども、熊本地震関連の災害復旧費及び修繕料と、6月の時点ではまだ詳細が設計段階であった事業費の計上、これとあわせまして、6月及び7月の集中豪雨に係る復旧経費で緊急対策の必要があるもの、9月の補正予算を待つてはその効果の発現が得られない経費について計上を行ったところでございます。

それでは、歳出から説明をいたします。10ページをお開きください。

10ページ、歳出です。3款民生費1項社会福祉9目の老人ホーム運営費でございます。工事請

負費ということで、500万を計上いたしました。これは、ただいま申し上げました、6月及び7月の集中豪雨に係ります影響で、居室等の雨漏り等が発生いたしました。この修繕工事ということで、500万を追加いたすものでございます。

続く3款民生費、災害救助費でございます。1,701万円の補正をお願いするものでございます。内容的には、14節の使用料及び賃借料で、24万の避難所使用料でございます。これは原村ですとか北浜館等の指定管理上の経費と、それから福祉避難所として協定を結んでおります風ノ木ですとか、ほたる、たんぼぼ等の設置運営に係ります経費を町が負担するというものでございます。

それから、20節の扶助費です。1,665万円です。これは災害見舞金ということで6月に計上いたしましたものでございますけど、その追加分でございます。地震による追加分が875万円、それから、6月、7月の水害によるものを新たに790万円を今回計上するものでございます。全壊が20万円以内、半壊が10万円以内というものでございます。

この特定財源ですけれども、25万につきましては災害救助費の県負担金を計上いたしております。それから、その他の1,014万円ですけれども、震災復興の寄付金を814万円、それから災害見舞金、支援金200万円を充当いたしておるところでございます。

続く11ページです。

6款の商工費1項商工費2目の商工振興費です。八朔祭の負担金ということで70万円を追加補正、計上いたしております。これにつきましては、通潤橋周辺ですとか、それから町営グラウンドの路肩の崩壊箇所、そういった被災箇所ですね、今年度はそういった危険箇所が数カ所、祭りの周辺に生じておりますので、これらに対応するための交通誘導員ですとか、指導員、警備員、それらを配置する予定でございます。その人件費に係る部分を八朔祭実行委員会のほうに負担金としてお渡しするというにいたしております。

4目の観光施設費です。12節は重機借上料です。清流館や緑仙峡キャンプ場、それから、青葉の瀬等々、流木や土砂の除去の重機借り上げということにいたしております。

工事請負費は1億6,000万円でございます。こちらは主に通潤山荘等の観光施設の修繕工事費ということで、今般、その事業費がある程度、設計が固まりましたので、この金額をお願いするものでございます。

続く7款3項河川費です。河川等災害関連事業費です。これは名ケ川の方でございます。測量設計委託料が主なものでございます。

特定財源としましては、500万円の河川等災害関連事業の補助金を充てております。2分の1補助でございます。起債は、河川等災害関連事業債、関連事業の方でございます。

それから、続く12ページです。7款の3項河川費です。災害関連、防災崖崩れ対策事業です。

これも、6月の時点で計上いたしておりましたけれども、設計をお願いしとった分ですけれども、今回、18件の測量設計委託料ということで計上いたしております。崖地の崩壊等が発生しております箇所につきまして、人命保護を目的とする崖崩れ防止工事の設計委託料ということでございます。75%の補助が見込めるものでございます。国が50%、県が25%というものです。

続く7款4項、まず6目の震災被災住宅応急修理費です。これも1件につき57万6,000円の上

限度での応急修繕、半壊または大規模半壊の住宅被害、そのままに住むことができない状態にあることが要件となりますけれども、それらの応急修繕料、今回追加で29件を計上いたしまして、全体では120件の申請を受けているところでございます。並びに、新規としまして、土砂等の障害物の除去ということで、1件当たり13万4,000円の計上もいたしておるところでございます。

それから、7目の応急仮設住宅費39万9,000円です。全額、県補助でございます。これは、原村の応急仮設住宅の共有部分の管理経費というものになります。そこに出しておりますように、電気料等、それから浄化槽に係る経費等々、こういった共通経費につきまして負担をするというものでございます。

続く13ページです。8款1項4目の災害対策費でございます。2,426万1,000円、震災対応の時間外勤務手当を計上させていただいております。2号補正予算で、4月分の概算ということで約1,600万程度計上いたしておりました。今回それに加えまして、5月から6月にかけての震災、それから集中豪雨の対応に対する職員の時間外手当ということで2,426万1,000円を計上いたすところでございます。

特定財源としましては、災害救助費の県負担金551万円を計上いたしておるところでございます。

続く9款の小学校費、中学校費につきましては、6月、7月の集中豪雨によります雨漏り等の、緊急に修繕を行うべく修繕料を100万ずつ計上いたしたところでございます。

続く14ページです。9款4項の社会教育費、文化的景観事業費は財源の組み替えでございます。

続く5項の保健体育費の清和地区体育施設費、蘇陽地区の体育施設費につきましては、それぞれ清和グラウンド、それから、上差尾の体育館、これらのトイレや浄化槽、こちらが、震災、それから集中豪雨の影響で使うことが困難になりましたので、この分を急遽、修繕するというものでございます。

続く10款の災害復旧費です。

まず、農林水産施設の災害復旧費ということで、現年度の農業施設災害復旧費、これにつきましては、今回は500万円の災害復旧費ということで、応急復旧工事を計上いたしております。25カ所分で計上いたしておるところでございます。

それから、現年度林業施設災害復旧費につきましては、350万円を重機借り上げ料ということで、矢部水越線等々18路線につきまして、今回、重機の借り上げ料を計上いたしたところでございます。

続く2項の公共土木施設災害復旧費です。これにつきましては、大雨による今回被災した分でございますけれども、これにつきましても、続く16ページの、3億円ですけれども、これは大雨による応急工事分を今回計上いたしたところでございます。

全体では、公共土木施設災害復旧費は、現時点では551件——河川が350件、道路が200件、橋梁が1件ということでございます。先ほど、14ページでは申し忘れましたが、農業施設災害につきましても、報告件数は2,902件で上がってきております。これらの復旧経費につきましては、改めて、精査を今しておりますので、9月の補正予算にてお願いをしていきたいというふ

うに思っているところでございます。今回は応急復旧工事に係る分を計上いたしておるというところでございます。

それから、16ページの3項の文教施設の災害復旧費です。

まずは公立学校の施設災害復旧費、これも今回、6月時点で調査しておりました分が金額がある程度確定しましたので計上をさせていただきました。主には、工事費として7,500万円を計上いたしております。これは全小学5校、それから中学3校、それと、大雨によって、今回、中島小ののり面が崩壊いたしましたので、これらにつきまして、地震と大雨による災害復旧費7,500万円を計上いたしたところでございます。

特定財源の5,000万につきましては、この7,500万に対します3分の2の補助ということで計上させていただきます。

続く17ページの2目の社会教育施設災害復旧費です。1,440万4,000円でございます。このうち1,300万が工事請負費となっておりますところでございます。

これは清和基幹集落センター、それから町立図書館、これらにつきまして、被災をいたしましたので、この分の災害復旧費を計上いたしております。これも特定財源として3分の2の補助金を充当いたしておるところでございます。

続く4目の文化的景観災害復旧費でございます。これは1億297万7,000円を計上いたしております。

主には工事請負費の1億230万2,000円でございますけれども、通潤用水の歩合で、管水路工事に係るものでございます。片仮名で、非常に難しい工法なんですけれども、インシチュフォーム工法というものでございまして、これは、今、五老ヶ滝の下を管渠が通っておりますけれども、この被災した部分を管渠の大きさに合わせて筒状に、中に熱硬化性の樹脂を入れまして、それを温水ですとか蒸気で樹脂を硬化させる、そして既設の管内に新たな管渠を形成するというような工法でございます。これに1億200万程度、今回計上いたしたというものでございます。

これにつきましては、国の補助が70%、県が5%、合わせて75%の補助が見込めるものでございます。

それから、18ページです。文教施設の災害復旧費です。5目の保健体育施設災害復旧費でございます。これも2,100万円、今回計上いたしました。地震によるものが中央体育館によるものでございます。約980万円程度、内訳としてはございます。残りが大雨によるものでございまして、町営グラウンドののり面ですとかナイター設備等が被災しましたので、これらを合わせまして2,100万円を、今回、工事請負費として計上するものでございます。これも3分の2の国庫補助を見込んでいるところでございます。

それから、19ページの給与費明細書につきましては、途中説明いたしました時間外勤務手当を、今回、増額補正を見込んでいるところでございますので、それに係る分の変更箇所、変更部分について訂正を行ったところでございます。

それから、歳入をまず見てください。6ページです。

それぞれ歳出予算の財源として説明いたしましたものにつきましては省略させていただきます、

説明しました以外のものは、この6ページの地方交付税でございます。今回、5,195万8,000円を補正予算として計上いたしました。

このうち、普通交付税が3,396万6,000円、特別交付税が1,799万2,000円です。この3,396万6,000円は、今回、地方交付税の決定額が確定しましたので、57億7,596万6,000円、これにあわせて当初予算に追加をしたところでございます。57億7,596万6,000円が平成28年度の普通交付税の決定額ということになります。

ちなみに、27年度の決定額からしますと3億1,000万ほど減額ということになっております。特別交付税は1,799万2,000円を追加しまして、当初予算が2億ちょうどでしたので、2億1,799万2,000円が現計予算ということになります。

それでは、3ページをお開きください。

3ページは、これまで歳出で申し上げてきました充当財源としました地方債の補正でございます。追加が上段の表2件、それから変更が下段の表1件ということでございます。この追加と変更を今回、計上いたしましたものでございます。

それでは、表紙の次をごらんください。

平成28年度山都町一般会計補正予算。平成28年度山都町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10億6,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億3,800万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の追加変更は、第2表、地方債補正による。

平成28年8月2日提出、山都町長。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第57号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 二つほど聞いておきます。

最後の財政のところなんですけれども、今度の場合、基金の取り崩しはなかったんですね。それからついでに、基金が今どれくらいあるのかということが一つです。

それから2番目には、農地災害2,902件、これは最終的な、確定的な認定なのかということと、それは概算が出ているのかどうなのかということとです。

まず、それを教えてください。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） まず、前段の繰入金につきましては、今回は基金の繰り入れというのは行っておりません。9月補正予算を予定しておりますけれども、そのときをお願いするこ

とになるというふうに考えております。

それから、2点目の基金の残高でございますけれども、財政調整基金が現時点では8億6,000万弱というところになっております。

私のほうからは以上でございます。農災のほうは担当課長から説明します。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） おはようございます。御質問の件ですが、豪雨等の災害復旧計画について若干申し上げたいと思いますが、御質問の農地等の災害復旧関係の被災状況として申請があった部分が2,901件ということでございます。被害額としますと85億程度上げておりますが、農地等については前年までの平均で1カ所200万程度、それから道路等については250万程度基準額として入れ、箇所数を合計した場合、85億ということで上げているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） これは公共災もついでに聞くはずだったんですが、公共災がどうなのかということと、特に農災の場合、たくさんの人から、もう百姓はやめたという人が非常に多いんですね。これをざっと計算したときに、85億ということであれば、設計費が何%と計算するか知りませんが、最高、計算しても5億ぐらいかかるんですね、設計費が。

私が尋ねるのは、これは町長にお尋ねしておきます。今度の補正で、9月にこれが出てくるはずですから。私は、農家の人たちがもう心が折れそうになっている。この場合は、今度の災害については特別なこととして、設計費を、基金をはたいてでも全額町が見るべきじゃないかと。今度の予算にはそれは出ていませんからね。それを最初確認したんですけども。

そうした場合に、財政状況はかなり厳しくなることはわかります。公共災もありますからね。だから、激甚災の指定を受ければ、丸々、今、計算しましたように設計費が5億なんてはならないと思いますけれども、仮に上限をそこに見て、それでも町が「今度に限っては特例として見てあげる」ということをしなければ、農家の人たちの心が本当に私は折れているというような気がして仕方ありません。その辺のところは町長、どうでしょうか。

ついでに、公共災の件数も教えてください。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 公共災につきましては、今、緊急的にしなきゃならないということで、そちらのほうを優先的に回っております。といいますのは、まず道路が大事だろうと。河川につきましては、今、もう植え付けが終わっておりますので、借り上げ後しか工事のほうができませぬので、河川のほうは今のところまだ回りおおせていないというような状況でございます。

後のほうで、今回の豪雨の被災の状況は説明があるものかと思っておりますけれども、先ほど総務課長が申し上げましたように、河川につきましては250件、それから道路につきましては300件と。うち、橋につきましては、弁天橋ですか、あそこが1件ということで、28億5,000万というふうな見込みを見ております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 農地等災害のことで、これについては今、内閣府のほうにも、この前、宇城と上益城郡で復興協議会というのを立ち上げて、そこで要望活動をしてまいりました。激甚災害にはなりますよと、それで、国・県のほうはもうそれ以上のことはないんだということが今の考え方にあります。それに非常に危機感を持って、行ったわけでありましてけれども。

激甚災害は多分、間違いなく激甚災害がおりると思います。このときに一番参考になるのが、過去の私どもが経験した3,000件というのが旧矢部町のときにありました。63年のことです。大分前のことであります。そのときに3,200件ぐらいあって、トータルで、査定後の金額が約32億でありました。その程度の規模なんです、今に引き直すとどのぐらいになるかわかりません。ただ、かなり高目にはなると思います、金額については。

今回の場合が、先ほど言いましたように約3,000、そしてまた金額が80億ぐらいの計算でありますけれども、これをまともに80数億を、わかりやすいように80億で計算をしますと、工事の負担金については63災のときに、施設はですね、施設というのは農道、水路、堰、ため池、そういうのが施設です、これが99.8%でした。だから、100万のとき2,000円ということで、これについては受益者も多いですから、そう問題はないと思っています。

農地についてが97.4%でした。100万のとき2万6,000円負担金が要るということです。これは、うちの負担金・分担金条例では、95%を超す部分については地元の負担、受益者負担という形になってますから、それがそのままいけば100万のとき2万6,000円かかるということになります。

議員がおっしゃいましたように、一番私が問題にしてるのは、査定測量設計、まあ実施設計まで絡みますけれども、これは大体どの町村も、査定額の10%前後を支払います。うちの場合は、今のところ、10%ちょっと超えるんじゃないかなということで、今、計画をしておりますけれども、11ぐらいでいかにざるを得んのだろうなと。と申しますのは、一つ、県内のコンサルさんのほうが震災で手いっぱいになっている。県外から来てもらわなんいかんという話に勢いになります。そうすると、そのぐらい出さないと来ないということです。ちなみに、63災のときは9%でした。それは県内だけで済ませました。今回の場合は特殊事情がありますので、そのぐらいの費用がかかるし、今、人件費が相当高騰しているということもございます。

その辺で考えますと、激甚災害になった場合は、災害の査定測量設計には補助があります。激甚災に当たっては、それが押しなべてですね、どこでも払いが違いますので、パーセンテージが違いますんで、これを平均すると、約半分——5割が補助になります。だから、簡単に10%で掛けますと、80億を。8億かかるということですね、委託料として。その半分が、4億が補助になると考えましても残り4億ですね。これについて何らかの措置が要ることになります。63災の例をとりますと、2%を地元から取ったということですから、その計算を引き直しますと1億6,000万。4億のうち1億6,000万を地元が負担して、2億4,000万が町の負担という形になります。

これは、今までの例をとりますと、もう起債の対象とか何とかが非常に難しいということで、真水で使わないかんという話です。さっきの財調のほうに相当影響するということになります。

それで、今回、予算のほうで計上させてもらわなかったのは、ある程度の調査を進めていこう

ということが一つあります。ある程度、正確な金額を出さないと、非常にうちの補正自体のほかに対する影響が非常に大き過ぎると。だから、ある程度、調査を進めた上で、「最低限度これぐらいは要りますよ」というのを上げたいという点がありました。

もう一つは、やっぱり議員がおっしゃってる、これで離農しようという農家、本当にやめたいと思っていて今度がいい機会だと考えられるのが一番怖いという点があって、そこ辺を何とかしたいということがあるわけですね。私もそう考えておまして、内閣府のほうに申し上げたのは、震災があって、ひびが入って、そこに水が入ったことによって今度の災害は起きてるんだと。これは、証明せよと言われてたら非常に難しいんだけど、災害の状態を見てもらえばはわかると。もう、証明はそっちでしてくださいというぐらいの勢いで今やってるんですけども。震災関連の災害だと。震災については、要するに自治体だとか住民に対して負担をできるだけ軽減しますという言い方をされてるんで、この水害は別なんですよと、6月20日から7月の水害は別なんですよって言うてもらうと困ると。要するに、自治体をつぶすようなことがあってはならない、そして住民に負担をかけてはいけないという、震災同様の財源措置をやってくださいと。

もう一つは、人的な支援ですね。これは、全国レベルで支援をしてもらわないと困りますということですね。

その二つが非常に強い私の要望事項であります。それはそれで一つ、国・県の、先ほど言います半額の補助ですね、これをもうちょっと高額にしてくださいよと。8割補助とか、そういう形にしてくださいということ具体的には申し入れました、もう。内閣府でも申し入れました。ここが一番気にしているんですと。ここについては、十分なる検討を、対応しますという回答はいただきましたけれども、具体的にはどうなるのかわからないと、今の現時点ではですね。私は、今、非常に難しい点に来ているのは間違いないと思っています。ただ、全然向いてもらっていないということじゃないと思っています。それが一つ。

それと、町で、今度、最悪の場合、それをどうするかということなんですけれども、やっぱり査定測量設計の地元の負担金というのは極めてゼロに近くやらなければならないんじゃないかなというのを今考えているところです。国のほうにもそれは、そういう言い方をしておりますし、町としてもそれを見る。

そしてまた、工事費の負担については、やっぱりゼロというのは非常に難しいだろうと私は思っています。これは、個人資産という点からですね。だから、ここについては幾分か負担が要る。ただ、これはもう、今度の激甚災害の補助率がどのくらいになるかが確定しませんので、それについては、農家のほうには極力負担がかからない方法をとりますということで、今、申し上げるように指示はしておるところですが、査定測量設計の負担金まで上乘せをするというのは非常に酷で、63災とは農業情勢は全然違っていると。だから、今回、うちの基幹産業である農業を守っていくという話になると、ここはやっぱり町が重大な決意を持って進めなければならないということで考えているところでもあります。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 5番、藤澤です。農業災について、もう少し、ちょっとお尋ねしたいと思いますが。

2,901件、85億円ですかね。この辺の話の基本的なことは、私どもが承知しとるのは、40万円以上と。それが基本的なベースだと思いますけれども、これに抱き合わせが150メートルまで可能と。それに、同じ人間でなくてもええというようなことを最近知りました。それが、この数字を住民の皆さんが周知した上で、その数字だろうか。恐らく、40万円以上もかからんならもう申請をせんという人がかなりおらしたんじゃないかなと思うとですね。その辺の周知の仕方はちゃんとされたのかな。その辺は私も後で聞きました、こういうことを。

それともう一つは、災害のことで、写真入りだから大丈夫だと思いますけれども、緑川の家が埋まっております。これ、いろいろ聞きますと、補助の対象は何もないということですが、何とかしてですね。これ、堪らんですよね、正直言いますと。あれは上へずっと砂防してあると思うとですけど、あれを私も見にいきましたら、曲がっとなりますですね。それと、こういう非常に激しい雨だったものですから、あれを乗り越えてきてとるですね。それと、わざわざ言わすと、今までは何もなかったから一つは人災とも考えられんかと。カーブしとるですね、あそこが。何であそこがカーブになつとるか、その辺は知りませんが、あれが直だったならば、多少なりとも、あそこまで土砂が行かんでもよかったんじゃないかなという気がしますが、

その辺、助成も補助も何もないということですので、そのあたりのことは何か考えられんのですかね。その辺をちょっと回答お願いします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 失礼いたします。

今回、これは窓口においての申請箇所が2,901件ということで、この中には、議員御指摘のように40万円という、これは農地災害復旧法に決まっております下限がございます。

私も窓口のほうで対応いたしましたときに、土砂の崩土だけでは事業費が上がらないというところがございます。崩土の場合、1立米大体2,000円程度で排除いたしますので、200立米ないと40万円かからないというところがございます。

こういうものを救済するために、法律の改正がございまして、おっしゃいましたように、直線距離で150メートル以内の工区であれば、それを抱き合わせてすることができる。例えば、農地の畦が崩れて、その下に100メートル以内にまた農地が崩れている。これは、Aさん、Bさんを問わず一緒にできるということでございます。これを含めて、窓口のほうで、これは支所も含めてですけども、御説明はいたしました。

その中で、最終的にこの判断するのは、現場で確認をするほかございません。とにかく出しといていただく。現場を確認した上で判断をしましょうということで、申請の方々には申し伝えたところでございます。特に御心配がありましたのは、高齢者の農家の方々については、その復旧が非常に厳しいという現状も見ましたので、そこについては、本日から査定前の現場を担当が3組で回っておりますので、コンサル等含めて、そのような対応を進めさせていただいているところでございます。

○5番（藤澤和生君） 議長。

○議長（中村一喜男君） ちょっと待って、もう1件あります。

○農林振興課長（藤島精吾君） もう1件のお話は、多分、木原谷の汗見の件だと思います。

こちらにつきましては、急傾斜地等ではございませんが、予防治山用のダムと、それから、砂防のダム、この二つを上の方に過去に入れた経緯がございます。現場のほうでは、これは県の事業でございますので、県の職員も含めて私たちも現場で見ましたが、形状については、流域の下に家屋があるというのはもちろん承知しておりましたが、家屋の形状は山なりに現状の溪流を生かした設計を行うというのが基本でございますので、そこにもし、砂防、それから堰堤等がなければ、多分家のほうの崩壊にもつながっていたんじゃないかということで、逆に、御本人のほうに説明しましたところ少し安心をされたところでございます。

ただ、御承知のように、家の中、それから庭において、土石、それから礫が堆積しておりますが、これにつきましては、県と話し合いをして、施設等の影響でたまっただけではなく、自然の災害でたまっただけについては、県のほうと話をし、堆積した礫の除去をするということで、現在県のほうと打ち合わせをしているところでございます。

また、入り口のほうに暗渠等がございますので、ここについても県と協議をしてる中で、暗渠が詰まったので家に来たのではないかと、そういう状況も考えられないこともないということで、原因の一つでもありますので、そこについては、地元の農家の方と話をし、今後、対応するようになっているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 農災の件なんですけど、窓口に来た人にはそういうことを説明をしとるという話ですけども、窓口に来るまでもなく、40万以上ならかからんと自分たちで考えとる人がかなりおりはしやせんかという意味でも申し上げたんですけど。その辺が、今度またいろいろ何かあるらしいですので、その辺を含めて、またいろいろそこら辺は、数あたりもふえるんじゃないかなろうかという気もいたしまして、その辺も把握をしながら対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 答弁要りますか。

○5番（藤澤和生君） はい、お願いします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） いろんな場所に出る場合が、私、多いもんですから、その際に一番心配しているのが農地等災害の復旧意欲だと。それについては、町が基幹産業である農業に対して、このときにやっぱり支援をしていくべきだと考えているんで、ここを、例えば話で、1割負担せなんいかんげな、2割負担せなんいかんげなというような話でしないでくださいと。63災の話なんかもしながらですね。

そして、軽減策も、今、「震災同様の」というお願いもしていきながら、国・県と合わせながらやっていきます、お願いをさせていただきます。そしてまた、町でも、ここはやっぱり、今度やらなければいけないということについてはしっかりと対応していきますということも考えております。

ので、各地区の代表だとか、そういうお話ができる場があれば、そういう話を町長がしとったということは言うてくださいますかということ、私は機会あるごとに話をしております。まだ不足するという点があれば、それは話をしたいと思えます。

それから、農林振興課に申し上げているのは、件数を余り小さくしてもらおうと、例えば、農災は黒杭なんですね。黒杭は、要するに篤農家的な方、意欲のある、体力のある方ですね、そこは先に申請をされて、どんどん行くとします。そうしたら、悩んでいる方は、ほっとかれていますよ。でも、黒杭が打たれた瞬間に、これはうちもやらないかんというやつも出てくるから、必ず粹的にはとっといたほうがいいと。申請がなくても、大体、粗で見るとわかると、過去の例を見ると。だから件数だけを把握していたほうがいいということで、今、言ってるわけです。

だから、立会とか何とかのとき、ここは申請があつて、まだひどいところが申請がないという点があれば、そこについて、その集落の代表の人に、これは申請忘れじゃないですかと一声かけていくようなですね、それはやっぱり言うていく必要があるんじゃないかなと。これは、過去の例でもそういうことがありましたんで。そういうところまでは、こちらから気を使って話をしていくということをやつていきたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） さっき忘れましてけれども、とにかく先ほどの町長の答弁からしますと、非常に心強く思えます。こういうことは、農家の人たちに早目に情報発信をしていただきたい、そういうメッセージを出していただきたい、安心なされるようにですね。設計費に限っては可能な限りゼロに近い努力を町としても考えてるということならば、そういうふうに。そのメッセージが大事なんです。そこで、今、折れかかっている気持ちも随分楽になるんじゃないかなと。そして、工事費についてはこれこれだから、これも極力、軽減する方向でいくという、さっきの町長の説明のとおりメッセージをぜひ。一刻も早いほうがいいと思えます。また9月段階にならなきゃわかりませんじゃなくて、早くやつてくださいます。それが、今、一番望んでおられる農家の方々のお気持ちだろうと思えますので、それに応えるようお願いしておきます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 今回のこの予算については問題ないと思えますが、一つ、見通しと考え方というものを。

先ほど、特に災害の関連ですので、町長の考え方、非常にこのような形でやつていただいて、そして私ども、前回の要望活動の中でも、農災についてはやはり個人の負担が少しでも軽減できるような助成措置をしていただきたいというような形をお願いしたわけですが、その中で、歳入についても、町債、これもやっぱり4億8,000万という非常に大きな、もちろん町債の中は公共事業債に財政対策、それから災害復旧事業債でございますけれども、こういったものをやつていかにやん。

ただ、いいことには、まだまだ自分の持ち金の部分の財政の出動をしなくてもよかったというのですが、これが次の、相当なすごい数の災害でありますので、当然、個人負担の財政をするためにも、やっぱり何とか、国・県の補助が出た後も、町として何かやらにゃいかんかなという部分もお願いをしたいなというところもあります。まずはこういった中で、例えば具体的にいきますと、一つの部門でも、消防費につきましても、やはりこれも一般財源でみんな時間外手当というものをまかなくてはならないのかなと。国・県の予算というのは、その3分の1か4分の1だったですか、そういったことで、こういったところで非常に財政の出動が出てくるんじゃないかなと思いますので、その見通しがどうなるのかというのが一つです。

それから、工事費につきまして、測量設計、それから、施工という段階で、測量設計、これまでの数が、今、予算が上がってきましたので、十分に間に合うような設計業者がおられたのでよかったなと思っておりますが、この後におきましては、こういった設計の委託というものは非常にこの件数に合いながら順調な形でいけるのかなという心配があります。

また、施工に当たっては、これから、「設計は出てきた、さあ施工」ということになれば、これもまた業者がこれだけの部分に十分な形でできるのかなという心配があります。私どもがえらい心配せんでもよかとは思いますがね。

そういった中で、今でも通常の業務をやる中でも非常に厳しいながら、しかしこれだけの地震から梅雨前線の災害が出てきた。あわせて、この夏の暑い中の仕事でありますので、非常に職員にも無理がくる。そういった中で、やはり人的な部分が不足したり、そういった部分が出てきやしないかということで、横の連携もとりながらも、できるかもしれませんけれども、人的な支援というものは必要でないのかなということ。そして、もしも無理な場合は、よその町村、県もやっておられますように、こういった人的な支援も必要になってくる。先ほど町長だったかな、言われましたように、そういったお願いもしているというようなことでしたが、それは十分なのか。本当にこういったことを求めていく必要がありやしないかというのが二つ目。

そして3番目には、また、施工をしていったりする中で、今度は、今までは災害復旧は原形復帰ということになりますが、それぞれの事業にあわせて、地震、それから大雨災害について業者に渡したときに、町独自で超法規的な部分の施工のあり方というものも考えていくことが必要ではないのかなという部分もあります。

その3点についてお願いをしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 財政の今後の見込みということでございます。先ほど申し上げましたように、9月の補正予算において、非常に大きな復旧の経費が計上される見込みでございます。

ただ、農業施設災害につきましては、先ほど85億という数字が出てきましたけれども、これは28年度で全部組むのか、もしくは次年度で分けて組んでいく——過年債という考え方になりますけれども、現年債、過年債という考え方で組んでいくのかということ、早速、来週あたりから9月補正の査定を行ってまいりますので、そういったところで、まず見合わせて考えていくとい

うこと。それがまず、どれだけの財源が必要になってくるかということをはかっていきたいということが一つです。

それと、さきの新聞報道等でありましたように、復興基金ということで国が510億円の基金を配分するという記事が載っておりました。これもあわせて、どういった用途に使っていいのか、または、震災等、また水害の事業等にどこまで町に配分があるのかとか、そういったことも十分勘案しながらやっていくということ。常に情報収集をアンテナを高くしてやっていかなくちゃいけないということを思っております。

9月の定例会の時点では、ある程度の方向性をお示しできるのかなということを思っております。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 先ほどの財政について補足しますと、財源的に80億をいきなり組むと、うちの裏負担の部分が非常に組めないものが出てきます。先ほど総務課長が言うように、災害というのは1年目が5割、2年度3割、3年度2割——5、3、2というのが通常でありますけれども、スケジュール的にいって、当初は何が一番必要なかといったら、本当に急いでやる以外は、入札をやったら、もうそれで当該年度は終わりというタイミングぐらいにしかならないです、査定が12月ぐらいまでかかってしまいますんで。そうすると、そこで4割の前払い金というのは契約約款上ありますので、5割としても、その4割ぐらいはですね、全部請求があったとしても4割、この財源をどう見るか。そのときが一番、補助率が決まったときに、どのぐらいの町の負担が要るんだっていうのをぎりぎりの定例会のほうで上げていくっていうのが、大体、大災害の場合には順当だと、私は見ております。そういうやり方をしないと、なかなか80億をいきなりというのは難しいというふうに考えております。

それから、測量設計のほうは、順調に今、農災のほうは20社ほど県外のほうも含めて協力体制ができています。もちろんこれは、県内の測量設計の協会に前もって話をして、県内ができないということがあって、そして紹介を受けてっていう段階を踏まえておりますんで、そういう紹介の中で20社ほどできます。

ただそれは、コンサルさんも大きいところから小さいところとあります。だから、それについて、あまり無理がないようにとするのが一番、災害の場合は、自分たちの負担軽減をやる上でも大事なところでありまして、もうちょっと、もう少し協力するところがないか、これは進めたほうがいいという指示をしております。

それと工事についてはやはり、これも県内の建設業協会、これにまずは協力体制を求めるということであります。もちろん町内とか何とかがいうレベルじゃもう、とても話になりません、今回の場合は、県南のほうの自治体はそう被害は、今度の震災も、水害のほうも少ないようですから、特に県南のほうには協力体制を願わないかんのじゃないかなと。それは、建設業協会の考え方をもとに、もしもそれで足りないとすれば、一番うちが近いのは宮崎県側なのかなという気もしております。距離的にはですね、近いですから。そういう順を追って協力体制はして、指名のほう

をさせてもらおうかなというふうに考えております。

それから人的支援についても、先ほど申し上げましたが、内閣府のほうに申し上げております。そしてまた、これについて県の知事会あたりも早くから動かれて、県の職員の派遣も、どのくらい必要ですか、どういう職種が必要ですかということで、うちは土木技術職、よければ農業土木技術職ということで申請をさせてもらいまして、今、5人ほどお願いできないかということで申し出ていますけれども、これがはっきりまだ返事がございません。

その辺の様子も見ながらではありますけれども、9月の議会には、それでは、12月の初旬までは査定は絶対終わらないかんのですよ。これは誰が何といっても終わらないかんわけですから、そこを逆算すると、最低でも3人ぐらいは今の体制では足りないということでもありますので、その辺はしっかりと自分たちで、今、工程を練って、その辺の体制、最悪の場合でもそれは、町単独でもこれは予算計上してお願いをして、3人ぐら이의人的な体制を強化しなければならないというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 稲葉議員から災害復旧の原形復旧についての問題点の御指摘がありましたので、その点について少し述べさせてもらいたいと思います。

災害復旧については、災害復旧という名のとおり、旧に復するというのが原則であります。しかしながら、災害復旧を数年前したところがまた崩れるとか、あるいは、もともと狭隘な道で広げる必要があったところについても、現行と同じ広さにすることについての問題点もございます。そうした中で、県におきましても、今週明らかにされる災害復興計画、この中で、創造的復興という考え方が盛り込まれました。これは必要に応じては現行よりもさらに、例えば強度を増すとか、スケールを広げるとか、そういった復旧も可能にすべきであるというような考え方があります。町におきましても、そういった考え方に立って、必要があれば、さらに創造的な復旧を行うということも考えるべきではないかなと思っておるところであります。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 町長の考え方、町の考え方、非常にわかりました。私どもは、公共災害のほうは別というわけではありませんが、公共災については個人負担というものがないので心配ありませんが、やはり農災、林災、こういった部分についての個人の負担というものが発生したときには、例えば今回の部分にも、先ほど町長が示されましたように、同じような崩れ方も、地震の関係で崩れ方の形が違う、えぐったような形をするという、こういった部分を特に国のほうには示されながら、地震の災害によって、この雨というのがこれに拍車をかけて被害が拡大したという部分の関係、こういったものを十分に承知していただくような形をとっていただく。

そういったことで、個人負担をなるべく小さくする。それでも激甚で個人負担がこれだけ、何%となったとき、個人の負担に、それでもどうしても農家を続けるためにはどうするのかというときには、町も今回、この地震、大災害につきまして因果関係があった部分については、特殊な部分ということで、町もこれを少しでも見てやりましょうというような考え方であってもいい

いんではないかなというところで財政の部分の聞いたところであります。

先ほど中村議員も言われましたように、農家をやめる、農業をやめるということよりも、もうここに住むことができないよということになっては、それぞれの地方創生のビジョンをつくりましたが、こういったことも崩れてしまう。1年でも3年でも早くに数値が出てくる、そういったことにならないためにも、町が持っているあらゆる財源、財政出動は必要でないかなという部分があります。

それから、それぞれ建設コンサル、20社にお願いしてあると。県の建設業協会にもお願いしながら、県のほうに支援のほうもお願いするという形で、早い復旧ができますように、ひとつ強く求めていただくなればと思っておりますし、最後には、副町長から言われましたように、創造的復興という部分がこの町の中でできてきますと、また一つの、農災については、林災については少し希望が見えるような形にもなるんじゃないかなということでもあります。

終わります。

○議長（中村一喜男君） ほかにありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 本当に私も、農災については、自分は農業者ではありませんが、周りの風景を見るにつけ心が痛いところです。ぜひ今のような、各議員さんからの質問に対して詳しい御説明を聞いて、少し安心をしているところです。

そしてこの間、国会議員会館に参りましたけれども、そこでもやはり、各国会議員の方々が、なるだけすき間を埋めていく努力するというようなことをおっしゃっていましたので、期待申し上げます。

済みません、私、余り具体的なことがわからなくて、ちょっと教えていただきたいんですが、今、コンサルを入れての3人体制で災害現場を回っていると、査定というか、設計をしていくためのですね。果てしないこの数、3,000件に近いような数なんですけど、これを3人体制で回るといふうなことをおっしゃっている、その具体的なですね、1件についてどのようなことを行い、どのような時間を要していて、果たしてこれが、今、町長の弁によりますと、12月初めにはこれを全て終わらなくてはならないというふうなことなんですけど、現状を課長のほうからちょっと御説明をいただければというふうに思います。

それともう1件は、観光施設のほうの復旧費が出ておりますけれども、主に通潤山荘なのであろうというふうに思いますが、観光施設等というふうにおっしゃっていましたので、具体的にもうちょっとお答えいただければというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 失礼いたします。

議員の御質問ですけれども、先ほど申し上げましたように、きょうから申請書を受け付けて、その現場確認をしております。一応、農村整備係が3名おまして、それぞれ回っておりますが、その中に今回は、旧町村ごと、それから、各小学校区ごとに班を決めまして、そこをコンサルと

一緒に回るという形にしております。二千数百軒になるということでございますので、コンサルにおいても、測量設計ですが、約100件から150件を受け持ちの形になろうかと思ひますし、町長からありましたように、宮崎、それから福岡、佐賀、こちらのほうの業者のほうにも足を運び、また連絡しながら、御協力を今いただいて回っているところです。

現場のほうにおいては、農家の方と、それから役場と、それからコンサルを含めて3人から4人体制、地域によっては1団地10名とかいう形にもなろうかと思ひますが、その団地を見ながら、一くくりこのくらいでできるんじゃないかという判断を役場の職員とコンサルでしながら、先ほど言いました小災害についても引き上げるような形で話をしております。大体、1工事箇所、短くて10分から15分ぐらいで、現場はもう、査定についてはなれておりますので、そういう判断をしながら回っていくところでありませう。

ただ、現場の申請書の中の確認については、今後、工事費のお話が出ましたけれども、負担金が伴うということで、農家の方の事業を行う意思の決定もそこで図ってまいります。そういうことを含めた中で、8月いっぱいぐらい、この作業も少しずつですが、かかっているかと思ひます。その間、先ほど冒頭出ておりましたが、地震災害の災害の査定がまだ続いておまして、これも8月いっぱい受けることになろうかと思ひます。そういう分では非常に人的な支援が要するというところでございませう。

そしてこの現場の申請書の内容確認が終わった後に、9月の末からいよいよ農林省、これは事業を推進する側ですね、これと、財務省のほうから、これは予算をカットする側、予算を取られる側、このお二人を招いて、現場の査定を9月から始めてまいります。

2,000件にした場合に、このまましていきますと、3班で大体1週間に70件程度、ですから、1週間に大体200件をめどに、10週連続という形になろうかと思ひます。9月から12月の末までの補助率の増嵩手続まで、そのような形で毎週災害の査定を行っていく形になろうかと思ひますので、職員も含めてですが、外部からの支援も含めて、そういった、あと、査定等の会場も今後準備する必要があるかと思ひます。

今回は特別に、災害の査定の原則は、現場を確認するというのが原則でございませうが、金額の上限を1,000万から2,000万まで上げて、1カ所の金額がそれ未満であれば机上ですするという方法を今回特別にとっていただくように、今お願いもしているようなところでございませう。できるだけスムーズにこれを終わらせ、工事の発注につながるように努力してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） 今回の地震、それから水害におきましては、町が管理しております11の指定管理施設のうち8施設が被害を受けております。大なり小なり11施設被害を受けているわけですが、町が手だてをする施設として、11の施設を今回、被害を受けて予算を上げさせていただいております。

一番大きい被害につきましては通潤山荘でございませう。これは、本体の躯体につきましても被

害を受けとりますので、トータルで1億5,390万円の被害を受けております。

それから、そよ風パークの空調施設、それから宿泊施設、そして清和文楽館のほうの施設、それから天文台、それから猿ヶ城キャンプ場、あるいは緑仙峡、青葉の瀬という形で、それぞれ被害を受けておりました、予算を計上させていただいております。

これにつきまして、地震直後に専決をさせていただきまして、設計委託料、それから工事費も組んで専決させていただきまして、6月の定例会でも若干説明させていただきましたけれども、やはり観光施設につきましては、できるだけ早い復旧が必要でございますので、通潤山荘の4階の施設については、専決でいただいた予算、それから既設の予算で1,500万円の予算を専決させていただいております中で、予算を計画いたしまして、復旧に向けて工事をしております。これにつきましては、9月の八朔祭、それから同時に行います全国へそサミット、へそのまち協議会の総会等もございまして、宿泊、それから会議等で必要でございますので、これについては随契でさせていただきます。

そのほか、そよ風パークの空調施設につきましては、仮の復旧をしておりまして、宴会場は今、使用しておりますけれども、正式にはこの予算をいただいた上できちっと空調施設、それから復旧工事施設をやっていきたいと思います。

また、青葉の瀬、それから猿ヶ城、それから緑仙峡等につきましては、水害で土砂の災害を受けておりますので、その撤去費用等を予算計上させていただいております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかにありませんか。

2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） いろいろ災害のことで出ておりましたが、ちょっと1点だけ町長さんのほうにお尋ねしたいと思います。

同時期にちょうど東京のほうに行っておられました。私どもが陳情に参りましたときに、松村さんにだったと思いますが、40万以下の農災に関しまして、下限が13万で、それから40万までの間は国としても対応していこう、そういった枠組みができたというようなことをおっしゃいました。それで、お金に関しては、交付税対応ですというような話もあったと思います。そういったことで、40万以下もかなりあると思いますが、町としてどのような、その件について、もう通知が来ていると思いますが、対応をするのか。40万以下は放っておくのか、それも今から人的にも大変なことというようなことで課長から説明がありましたが、そういったことも考えましたとき、どのような対応をとられるか、その点を1点、お聞きしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 先週、私もその話を聞きました。まだ閣議決定前の資料か何かでしたですもんね。まだ決定通知のほうは来てないと思います。13万円以上でしたかね。そして40万円以上が普通の国庫補助対象事業ですから、それ未満についても何らかの対応をするということでもあります。ただ、その判断がちょっと遅いもんだから、今後のやつについて、先ほど藤澤議員からも言われましたとおり、150メートルで取り扱いができるやつについては、災害対応のほ

うが私はいいと思っています。

ただ、それに漏れて、どうしてもこれは見ていかないと、やっぱりその農家自体の体力がないというようなところがあれば、その辺の13万以上40万円未満のやつで見なければならぬのかなと考えておりますけどまだ、金額的なやつは載ってましたけれども、具体的にどういう場合についてという資料が全然まだ私も見えていないわけですね。金額的なところだけで言えば、そういうふうなことかなと思いますし、基本的には、災害復旧事業というのが高率補助で、私どもも一番対応がしやすいといいますかね、そういうことを考えております。

だから、繰り返しになりますけれども、そういう事案が出て、もうそれしかないんだということについては、それは私たちも具体的に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） ほかにありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 4番、後藤です。

今、農災のことにつきましていろいろ議論がっておりますけれども、150メートルの圏内ということは私も知っておりましたけれども、職員の皆さんにおかれまして非常に過酷な業務だろうと。災害が起きて、もう毎日毎日、残業残業って、心労も多いことだろうというふうに考えております。

しかしながら、現場のところだけじゃなくて、福祉関係、その他の関係にもいろんな波紋が出てきて、いろんな形で職員の皆さんの御苦労は大変なことと察するところでもあります。

そういう中で、農災のことについてちょっとお尋ねしたいんですけど、先ほどからあっておりますように、負担が要るということですね。じゃあ、設計をしました、いろんなところを設計しました。通常ならば150万ぐらいでできるだろうというのが、こういう二次災害が起きないようなきちんとした設計をすると、やっぱり負担額が非常に多くなったり、やっぱりやめた方がいいんじゃないかというふうなことが多々出てくると思います。

ましてや、3年間という長いスパンの中でいけば、増破したり、あるいはまた、別のところから災害が大きくなったりというふうなことも多々あるかと思えますし、その場合、「設計はしました、しかしながら、百姓は2年後、やっぱりやめました」というようなことも、ともすればあるかもしれません。また、農作物なんか非常に価格も低迷しておりますし、「もう災害復旧するよりも、長男もおらんし、やめた方がいい」というようなことも、私は近々そういう農家がふえてくる可能性があるというふうに考えます。

そういう場合に、設計はした、しかしながら、役場としては負担金は取らないかんということになってくる。となってくると、「査定も受けたがやめました」というふうな状況が出てくると思います。

先ほど12番議員から話がありましたけれども、設計費は見るというようなことが明確にうたわれているのか、うたわれてないのか、はっきりわかりませんが、農林課が現場に行った場合、農家の人たちに、負担金が1割要りますよという説明をしているのか。激甚災がなかったら100万の場合10万要りますが、1,000万かかったら100万要りますよというふうな説明をしているのか。

そこら辺のところを役場が来て説明をすれば、「それしこ負担金が要るなら」ということが出てくると思います。

ましてや今回、150メートル以内でやれば、これはただではない、金は要りますよというような話が、きちんとその話がどのように農家に伝わっているのか。というのは、非常に農家としては不透明なことを言われても困りますので、そこ辺のところの説明を今後どのように対応していくのか。また、それをどのように周知徹底していくのかということ町の方としても方針をきちんと決めべきだというふうに考えておりますが、そこについて今後の対応について、町長あるいは農林課長の意見をお聞きしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 御質問の件ですけれども、先ほどからありますように、申請件数が3,000件近いということで、現場を回りますと、これは6月の補正でも申し上げましたが、現場で判断して大体1割ぐらい落ちるかなと。それから、査定設計書ができて、査定を受けてまた1割ぐらい落ちるかなということで、最終的に現在申請額の8割ぐらいに事業箇所数は減るんじゃないだろうか。これは、今申し上げました理由ばかりではなく、そのぐらいになるのかなと思います。

そういう中で、負担金等の問題も出てまいりますけれども、窓口のほうに、あくまでも農地等の災害復旧については申請主義でございます。うちのほうから、もちろん未申請等があるところについては、「そういうところが見受けられるようですが」というふうには御相談申し上げますが、最終的には御本人の事業申請書、これを出していただくということで、窓口のほうで全部、ちょっと写しを持ってありますが、こういう形で申請を出していただきます。

この中に誓約事項が一応ございまして、その中には、工事を申し込んだ場合については必ず行いますよとか、それから、測量、それから工事に係る負担金等についても期限までにちゃんと完納いたします等々、一応6項目について御本人の承諾を得た上で申請をしていただいているようなところでございます。

ただ、先ほどからあっておりますように、設計、それから工事にかかわる負担金等々については、今後、町としての対策等、パーセントも出していく必要がございますので、新たな部分ではなく、地震の場合については4月25日に激甚の指定を上げております。先ほど話もあっておりますように、これも関連災というような感じで、先日、農林省のほうからも直接担当が参りましたが、「多分、激甚になるでしょう」というお話だけで、激甚にはなっておりません。そういう立場の場合は、やはり従来の農地等の災害復旧事業、農地だったら50%、施設だったら65%ですが、これでもされますかということで誓約をとるほか、今のところはないということでございます。

ただ、そういう希望がないということはもちろん申し上げてはおりませんが、一応そういうものを申し上げて、大変申しわけないですが誓約書をとって、事業の着手に取り組みということでしているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 災害についての対応はそれが当たり前ですので、当然そうだろうと思います。ただ、今回、水害等もありましたし、地震災害ばかりに持って行ってしまおうと、水害のほうの災害が低いために激甚にならないという可能性も実際あるんですよ。全てを震災に持って行ってしまおう、壊れとったけんそこから水が入って震災ですよって持って行ってしまおうと、水害のほうは、災害が少なかったので関係ないじゃないですかという話も出てくる可能性がありますし、そこ辺は慎重に対応していってもらいたいというふうに考えております。

ただ、私が非常に心配するのは、先ほど言いましたように、誓約書をとると、やっぱり「やめたがいい」ということを考える考える人が出てくるわけなんです。そこ辺のところは、町長はとにかく頑張っってやりたいというし、金は取ります、60%、50%取りますとかいう話になってくると、そこ辺のところ非常に矛盾するわけですよ、話の中からいきますと。

ですから、先ほど12番議員が言われたように、設計だけきちっとやりましよう、こういう時代ですのでね。それでなくても、過疎、減少化に拍車がかかっている中で、百姓をやめてもらったら山都町はぶっとなんでいくんですよ、実際。ですから、農地を守っていくための政策的なことは、今後、一緒に考えていきながら。農業政策を今後どうするのか。集落営農も踏まえて、そういうところを今後、そういう農地をどのように、町が守っていかないかんわけなんです。個人個人個人というよりも、むしろ今後の大きな町の転換機を迎えていると考えていますし、ここ辺でやっぱり、農業の問題に関しては、これを機に町がどのような政策を持って農地を守っていくかということは、やっぱり私は考えていくべきだろうというふうに考えます。ぜひ、農地災害復旧、農地災害復旧、するかせんか、するかせんかという議論だけじゃなく、ここは皆さんが一致協力して、今後の農政をどう考えていくのかということを考える時代、時だろうと、私は考えるわけです。

ですから、その1点に絞らず、災害にあった農地、田んぼだけじゃなくて、農地も含めたところで農業政策をもう一遍、根本から見直す必要があるというふうに私は考えるわけですので、そこについて、町長の今後の考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） まず、激甚災害のことですね。激甚災害については、これはもう必ず私はなると。被害額から、それから、今度の場合は宇土市で亡くなられた方も出ています。こういうことを総合的に勘案すると、今まで激甚災害にならなかったことはないんですよ、これは。だから、必ず激甚災害なる。なるということを見越して基本は言っていないと全然崩れてしまいますんで、それはもう激甚災害になるということで私は考えておりますし、そういう説明をやっていくよということに指示はしているつもりです。

それと一つ具体的には、どういうことを一番わかりやすく農家の方に説明したほうがいいのかというのを農林振興課で私が話したのは、何かやらないかんと、来られた方に対してですよ。全体的に言っているわけじゃないですけど、来られた方に対して、何%かということに悩んでるんだということをおっしゃったら、これを絶対言ってくれと。今まで自分がやってきたときにはこれを言ったら大体納得されたというのがあるんで。それは、例えば、負担金は、職員は保険をかけて

10%とか15%とか言うかもしれません。でもそれは、できるだけ過去の率の高いやつを参考に説明してくださいというのが一つある。

それともう一つは、何か扱わなんいかんと思っとなんはつとでしよう、来られたのは。だから、災害復旧でしようか、自力でバックホウかなんかでならしてしまおうか、この二つに一つ自分が悩んでるんだっていうことを自分に言っていらっしゃるんですよという話をして、そして、例えばそれはバックホウかなんか要りますよね、人力じゃできないんでしよう。そしたら、運搬費だけです、往復の運搬費だけ。これは多分、小さいやつでも二、三万かかると思います。そうしたら、過去の激甚災害で、先ほど説明したように、100万のときに農地であっても3万で済んだケースがあると。重機の運搬だけ、中の作業だとか、どこにこれを捨てるなんていうことじゃなくて、ならすだけでも最低3万は要ると思いますよ。それからするならば、自分たちが復旧したいって意欲がありなはる方は、多分、それよりも、今度の災害復旧事業でやったほうが安価にして、そしてまた堅固なものができていく。そういう具体的な説明をしてくださいということは、農災の担当のほうに私は伝えました。

そういうことをずっと、今後も話していくべきだろうと思いますし、後藤議員が言われたとおり、今度の場合は離農する農家があるかもしれないということを念頭に置きながら、ここぞという時が、ことしなんだということを十分考えて、この町の今後の振興策、これはやっぱり、そこを基本に持っていくべきだと。この災害を乗り切ること、これが農業振興策の第一歩になるんだということを改めて幹部、それから職員全体に共有できるように、しっかりと話を詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 待っておりました。

10ページ、老人ホームです。500万。これで足りるのかどうか。私が見せてもらいましたが、相当金がかかるなと思って見ておりましたので、予算500万ということですが、果たして、計算されてこれでいいのかということが一つです。

それから、11ページ、観光施設1億6,000万、修繕工事費となっておりますが、どうも課長の話を聞いておきますと、言うなら、つかみ取りと言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、メッソウで取って、これをうまく配分するというような感じに聞こえましたが、具体的に幾ら幾らという計算ができていいのかどうか。もしもできておれば、今でなくていいから、後ででも、どこに幾らどこに幾らというようなことを教えていただきたいと思います。

それから、13ページの8項消防費、時間外手当ということで2,400ですが、これは山都町の消防団ですか、それとも郡の消防費なのか、お尋ねです。

それから、災害復旧、公共災はいろいろ意見が出ておりましたので省略させていただきました、17ページ、文化的景観災害復旧の1億200ですか、この使い方。多分、通潤橋ではないかと思しますので、改めてお尋ねします。

まずそれだけ。

○議長（中村一喜男君） 老人ホーム施設長、藤原千春君。

○老人ホーム施設長（藤原千春君） 老人ホームの災害復旧事業についてお答えいたします。

今回、補正予算としまして500万円を計上しております。これまで、第1号補正において500万円、第2号補正におきまして4,471万6,000円の工事費を計上しております。

第1号補正においては専決補正で、緊急時ということでありまして、入所者の生活に欠かせません昇降機——エレベーター本体の工事とエレベーターホールの復旧工事を493万円で実施しております。

そのほかの工事につきましては、現在、詳細な設計を積み上げているところでありまして、見込みとしまして、施設の復旧工事に約3,750万円、貯水槽の復旧に4,150万円、ガス管の復旧工事に30万円、外構復旧工事に2,160万円となっております。この分につきましては2号補正で対応できると考えております。

今回、3号補正で計上しました500万円につきましては、先ほど総務課長より説明がありましたように、今回の大雨の際に新たな雨漏り箇所が4カ所発覚したところであります。内容等につきまして、原因が壁にひびが入ったところからの雨の侵入、壁と屋根のすき間からの雨の侵入が考えられます。このことから、鋼板等で屋根の防水処理を行うことと、漏水しましたところの居室の天井、壁等の工事で500万円を一応考えているところです。

以上です。

（「金額の単位が違う」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。2号補正でいただきました約4,400万の内容につきましては、施設の復旧工事に、本体ですね、それに3,750万程度、貯水槽の復旧に415万円、ガス管の復旧に30万円、施設周りの外構の復旧に216万円を予定しております。合わせてその分が4,500万円程度になっておりまして、今回の500万につきましては、雨漏り等の処理によるものになります。

失礼いたしました。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） それでは、1億6,000万の内容を御説明いたします。

通潤山荘が1億5,390万円でございますけれども、先ほど説明しましたとおり、専決で1,300万円いただいております。それから、既決予算を使いまして、4階の会議室、宴会場については1,500万円でやっておりますので、それを除きますと約1億4,000万円、今回必要な額になります。

それから、そよ風パークの空調復旧工事が1,090万円、それから、そよ風パークの宿泊施設復旧工事が390万円、そして清和高原天文台、それから文楽館等々ですね、そちらのほうは137万円、そして残りが猿ヶ城キャンプ、それから見晴山、それから緑地広場、そういったところで640万円必要となりまして、合わせて、今回工事費として予算を計上いたしましたのが1億6,000万円ということでございます。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 13ページの消防費の4目の災害対策費の御質問でございます。

これにつきましては、職員の時間外勤務手当というものでございます。2号補正予算で1,600万程度、熊本地震に係る補正予算を計上させていただいております。今回は、主に水害関係で

すね。これに対応します2,426万1,000円、職員全体の時間外手当ということで御理解いただきました
いと思っております。

○11番（田上 聖君） はい。

○議長（中村一喜男君） ちょっと待って。

○11番（田上 聖君） もう終わったかなと思って。

○議長（中村一喜男君） まだです。

生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 文化的景観災害復旧費につきまして御説明いたします。

工事費1億230万2,000円を計上しておりますが、これにつきましては、通潤用水の上井手管水路
ヒューム管復旧工事に伴うものが1億206万円、それから、同じく通潤用水の下井手11号水路
石積み復旧工事が24万2,000円の、合わせて1億230万2,000円になるところでございます。

なお、先般の6月補正予算によりまして、通潤橋の本体、それから周辺施設工事に1億4,400
万ほど計上しておりますが、あわせて、今回の予算も含めまして早期の復旧を望んでいるところ
でございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 榎林課長のところは、今までもう修繕あたりが終わっている部分もこ
の中からのことですね。今の説明を聞けば、どうもそのようにとられましたので、そういう
ふうなことで受け取りました。それが違えば、また違った説明でお願いしたい。

それから、通潤橋の水路の管の補修ということですが、あれは合併前ですか、合併してからで
すか、赤土と松と卵の割合を、どれだけかの割合かはっきり知りませんが、管の目潰しでずっと
一つ一つ詰めてあります。それと同じような工事が今度また必要なかどうか。どういう工事を
予定されて考えておられるのかということでございます、簡略に言えばですね。そういうことで
お尋ねです。

榎林課長、また立ちますか、答弁に。お立ちになるようならば、1,500円の22万枚の券を売り
出した、泊まる宿銭です。あの券が22万枚がなかなか手に入れにくくて、私の聞いた範囲内では
二人ぐらいのことがあります。その影響が山都町にどれぐらいあるかということと、それから、
今の観光施設の落ち込みがどうなっているのか。落ち込んだのが回復したのかどうか。そういう
ことでございます。関連でございます。

何か言いましたか。

（「いえいえ」と呼ぶ者あり）

何か言いよったけど。言わやんとなら、言うけんで。

それから町長、山都町の基幹産業は農業ということで、農業のことでしっかりお話になってお
ります。基幹産業は農業だということに変わりないですね。それで今、開パの水が、パイプが破
れて、給水ができなくなって、そしてみんなが困って、苗床に水を汲んでかけたりとかというよ
うなことで、開パは急いで管工事をしました。

農林課長、このごろ、そのことで少し意見の食い違いがあってはおりませんか。開パのほうの役員さんのほうが、困ったことだというような話があっておりますが、激甚災、ほかの災害と同じような、同等な扱いをしていただきたいということでございます。一応それだけで。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 私のほうから2点、回答させていただきます。

1点目は、開パのパイプラインのことですね。これの被災のことです。これは、震災による被災で、当初から土地改良区のほうが来られましたので、それについては応急仮工事だとか、応急本工事とかいろいろなやつがありますんで、県とか農政局のほうに事前に打ち合わせをするとその対応できるということで、それは指示をして、その旨、そういう連携の中で進んでおります。仮に、行き違いがあったとすれば、私のほうが出向いても構いませんので、それはきちんと対応したい。

それから、震災については、激甚災害の指定を受けておりますので、その辺の負担割合というのはできるだけ負担の少ない方向についていうのも一つありますし、激甚災害の加算というか、それについても間違いありませんので、その辺は申し述べたいというふうに思います。

もう一つ、通潤橋の、議員が考えていらっしゃるの、三つ石管がありますね。そのことを話されたんで。その点については前回の補正で上げております、その復旧事業については。今回の場合は、通潤橋の本体の上流に、直径800のヒューム管が通っております。これは昭和30年代ぐらいに整備がなされたやつです。これは、今度の地震の揺れで、ヒューム管の継ぎ手がありますよね。そこがずれて、上がらなくなったと。そういうことで、これは何とか対応しなければならぬということで、最初は農業災害ということも検討いたしました。どっちみち高率補助になるのは農業災害だからということで。そうしているうちに、その下からの用水もポンプも入れながら、この復旧に当たって、念のために中に入ってどういう状況なのかを見てみよう、土地改良区の役員の方がいらっしゃいましたので、その中に入って目塗りをされたんですね、継ぎ手のほうに。大きなずれはなくて、目塗りをしたと。そしたら8割方まで回復したそうです、用水が。それで、代かき期の一番水が要るとき、代かき用水のときに計画用水をして、それで田植えができるようになったということで、ポンプは使わなくて済んだんですけども、その後の復旧について農政局のほうと打ち合わせをしたら、どこがどういう被害を受けとって、その原形復旧しかだめですよということで、非常に農災としても対応が難しいんじゃないかという判断がありました。

それで、文化庁の補助事業を受ければ、あれは文化的景観の中で非常に保存、活用計画もきちんとして、後の整備もきちんとできるような体制に今なっておりますんで、ここのヒューム管についても、整備事業という形でできるということで、そういう整備という観点でもできるということで話し合いが進みましたんで、ヒューム管はそのままにして、中を洗うということはしなければならないと思いますが、樹脂を吹きつけて、簡単に言うなら樹脂で中にライニングするということですね。新しい管をつくると。そういう復旧事業を75%でしたかね、補助が。75%の補助でできると。

今回はやっぱりそれを目指したほうが、農地等災害でいくよりも、これは後々、もう耐用年数も50年を過ぎておりますんで、コンクリートの耐用年数を過ぎた上での考えとなったら、いわゆる創造的な復興、これにつながっていくということで、その対応を考えたところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中村一喜男君） まだ答弁がありますよ。

○11番（田上 聖君） もうよかです。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 今回の地震あるいは災害に、私たちは議員職として、あるいは職員さんたちは職員として、貴重な体験をされております。またとない、いい勉強になったと思っております。そういうことで災害復旧、あるいはみんなで乗り切るぞというようなことで、ぜひ頑張っていたきたい、そういうふうと思っております。それは一つのお願ひでございます。

それから、同時に、観光施設あたりについては、働く人が安心して働けるような、そういう環境を早くつくっていただきたい、そういうことをお願ひでございます。

同時に、農林業のことについては皆さん方がいっぱい意見を言われ、町長もしっかりした答弁をされておりますので、事改めて言うことはありませんが、ぜひ町が一体となって早く立ち直れるようにお願ひしたい。このことで離農したり、あるいは部落ごとなくなったり、集落の運営ができなくなったりというようなことにならないことを願っているわけでございます。

町長のほうから開パのこともお話がございましたので、そのことも含めて、また地元に戻ってでもお話をしていきたいと思ひます。終わります。

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号「平成28年度山都町一般会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第58号 工事請負契約の締結について（山都町文化交流拠点施設建設工事）

○議長（中村一喜男君） 続けます。

日程第4、議案第58号「工事請負契約の締結について（山都町文化交流拠点施設建設工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 議案第58号、工事請負契約の締結について。

次の工事について請負契約を締結することとする。平成28年8月2日提出。山都町長。

- 1、工事名。山創造第13号。山都町文化交流拠点施設建設工事。
- 2、工事場所。山都町下市地内。
- 3、契約金額。9,849万6,000円。
- 4、契約の相手方。三栄総合建設株式会社。代表取締役、糸永哲夫。山都町上寺45番地。
- 5、入札の方法。指名競争入札。

提案の理由。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年山都町条例第55号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次の工事仮契約書をごらんいただきたいと思います。

公共工事請負仮契約書。

4番の工期が、平成28年8月3日から平成29年3月24日まで。

5、請負代金9,849万6,000円です。

上記の工事について、発注者山都町と受注者三栄総合建設株式会社代表取締役糸永哲夫は、それぞれの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、審議に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときはこの契約は無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約のあかしとして本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年7月27日。発注者、山都町長工藤秀一。受注者、三栄総合建設株式会社。

次のページをごらんいただきたいと思います。工事請負契約の概要でございます。

4番の工事概要。

敷地面積1,901平方メートル。木造平屋建て。床面積358.03平方メートル。内容は、展示兼交流施設142平方メートル、それから多目的ステージ110平方メートル、管理事務室31.2平方メートル、その他、倉庫、トイレ等ほかということです。

5番、開札年月日。平成28年7月27日。

6番、補助事業名。平成28年度熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業。

7、契約金額が9,849万6,000円であります。うち補助金額が1,093万4,000円となります。

次のページに全体の概要図を示しております。建物、それから前面に駐車場及びお祭り広場という形でしております。敷地につきましては、800平方メートルで、約30台の車の駐車スペースも確保しております。

次のページに、立面図をつけております。こういった形で建設してまいりたいと思います。左にある建物につきましては、これは下市の八朔の造り物小屋兼展示施設でございます。造り物と本体を一体的にやるということでございます。

それから、次のページが横から見た図面でございます。

そして、最後のA3のページに、この全体の施設の中身について書いております。通常は、本

来、来訪者の自由な使用スペースとして壁際にそれぞれの展示をしていきたいということで、祭りイベント時には広く交流の場として使用していきたいというふうに思っております。

それから、左側の下に大造り物の作成、それから、作業小屋とする造り物小屋が設置されるということになってまいります。

右側の建物の管理事務所においては、観光の案内、それから町全体の案内、そして山都町の案内をする事務室として設けております。

それから、最後のページに入札の結果を示しております。6指名業者によって入札が行われました。

以上、説明申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 議案第58号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 金額等については結構ですし、補助事業ですのでお進めいただいて結構かと私は思っているんですが、ただ、今のところの見通しですね。最後の見取り図のところに来客及び管理人のということで、もちろん管理事務所というのが設計されておりますが、以前から話が出ております、ここは誰が管理人としているのかというふうなことの進捗状況をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 御質問の件につきましては、建物を設置する計画の段階から、商工会、観光協会、それから浜町の商店街、中心市街地活性化協議会、まちづくりやべ等々関係団体と協議を進めております。何度となく協議を進めているところでございます。各団体ともいろいろな事情もございませぬけれども、最終的には観光あるいは中心市街地の拠点施設ですので、まちづくり矢部、それから商工会、そして活性化協議会、これは一体となってやるべき施設だというふうに思っております。

最終的には、自前で収益等も考えていただいて運営していただくのが理想でございますけれども、初年度につきましては、何らかの町の手だて、委託なり指定管理なりということが必要になってくるかというふうに思っております。今現在、3者と協議を進めているところでございます。維持管理については、400万から500万円の人件費等も含めて、必要だというふうに思っております。

この施設と通潤橋にあります物産館、そして町内の清和文楽館、そよ風パーク等々をつなぐ拠点、案内施設としてなり得るような機能を果たせるようにということで、これにつきましては、最終的にどう管理し、どこが受けるかということにつきましては、本年中に結論を出して、また議会のほうにも御説明してまいりたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかにありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 今の件ですよ。最初が大事なんですよ。それこそ覚悟が必要なんで

す。これは、ある意味では、商店街、それから観光協会が受益者です。やっぱり基本は公設民営ということで自前で管理していく。そしてこれを活用していく。さらにそれが市街地の活性化につながる、観光振興につながると。だから最初から、私は甘い計画でスタートしちやいかんと。今話を聞いておると、指定管理ということをもし1回でもしたら、そのままこれが既得権になっていきますよ。ここは少し厳しい姿勢で臨んでほしいと要望しておきます。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 私、今、指定管理ということで発言しましたがけれども、選択肢の一つとして考えられることであります。議員御指摘のとおり、当然、公設民営が理想というふうに考えておりますので、その基本姿勢は町として変えずにやっていって、どう運営して経営していくかということを考えていきたいと思っておりますので、当然、観光協会、商工会には責任を持ってもらいたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号「工事請負契約の締結について（山都町文化交流拠点施設建設工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第59号 工事請負契約の締結について（山都町営グラウンドゴルフ場整備工事）

○議長（中村一喜男君） 日程第5、議案第59号「工事請負契約の締結について（山都町営グラウンドゴルフ場整備工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） それでは、説明をいたします。その前に、表題の番号を打っておりますけれども、3番がダブっておりますので、大変申しわけありませんが、4、5、6というふうに書き直しをお願いいたします。申しわけございません。

それでは、説明いたします。

議案第59号、工事請負契約の締結について。次の工事について請負契約を締結することとする。平成28年8月2日提出。山都町長。

1、工事番号。山教生工第2号。

2、工事名。山都町営グラウンドゴルフ場整備工事。

3、工事場所。山都町長原地内。

4、契約金額。9,698万4,000円。税込みでございます。

5、契約の相手方。山都町下市242-1 株式会社坂本建設、代表取締役中崎晃紀。

6、入札の方法。指名競争入札。

提案理由でございます。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

2枚目をごらんください。公共工事請負仮契約書でございます。

4、工期。28年8月3日から平成29年3月31日まで。

請負代金額が9,698万4,000円でございます。

中ほどから、上記の工事について発注者山都町と受注者株式会社坂本建設は、各々の対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、審議に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約のあかしとして本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一斉の責任を負わないものとする。

平成28年7月27日。発注者、山都町長。受注者、株式会社坂本建設。

3枚目をごらんください。入札結果でございます。

予定価格は9,123万4,000円の税抜きでございます。

指名業者が全12社ありますが、辞退の2社を除きまして10社の応札がっております。最低入札金額自動落札方式によりまして、一番最低金額でありました坂本建設8,980万円、税抜きでございます。

続きまして、4枚目をごらんいただきたいと思っております。工事請負契約概要でございます。

5番の工事内容でございます。盛土工1万4,301立米。園路広場整備工1,166.2メートル。これは、U型側溝、それから透水暗渠管の敷設でございます。舗装工2,739平方メートル。アスファルト舗装工事になります。張芝工1万1,278平方メートル、野芝の張芝でございます。植栽工、高木一式、敷地周辺に高木を植栽する予定でございます。公園施設工、あずま屋1棟及びベンチでございます。

施設概要でございます。公認コースといたしまして、全3コースを整備いたします。1コースの内容につきましては、15メートル掛ける2ホール、25メートルを2ホール、30メートル2ホール、50メートル2ホールという、これは公認コースに必要な標準コースとしての設定をしております。これを全3コースでございます。

また、あわせまして、乗用車35台と大型2台の駐車場スペースも施設として整備することにしております。

次の5枚目をごらんいただきたいと思っております。

場所は、山都町長原の県道南田内大臣線の西側に当たるところでございます。また、隣接するところとしましては中央グラウンドの南側にある町有地でございます。

続きまして、最後の6枚目をごらんいただきたいと思います。

右側のほうに県道がずっと縦にありますけれども、そこから下のほうから町道が左のほうにずっと斜めに下っているような形になっております。町道長原後谷線でございます。この町道の右側の部分にそれぞれ県道の入り口側のほうから駐車場、それから、Aコース、そしてBコース、Cコースというふうに、順次、コースを配置しているところでございます。

それから、本工事につきましては、独立行政法人のスポーツ振興センターの地域スポーツ施設整備助成金2,000万円もあわせて内示を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第59号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、中村益行君。

○議長（中村一喜男君） 総務課長に一つ尋ねておきます。

仮契約書にこの証紙が要るのかな。もし否決になったときは、この3万円はどうなるのか。もちろん、町がお返しするということになるけれども。最初から議決されたものとして契約書をつくってしまうということは、議案としていかなものかということですよ。これは形式論だけでも。これは手続上、せっかく信義則に基づいて契約をするということであれば、議会に対しても信義則に基づいて皆さんは議案を出してくださいよ。

私は、これは証紙が、印紙がどうなっているか知りませんが、素人でわかりませんが、普通考えれば、仮契約の段階では証紙は要らないのじゃないかなと。本契約になって証紙を張らせるということではないか。それでないと、これは手書きで仮とは入れておりますけれどもね、これは議会に出す議案書としては、議決したものとして出してきたというふうにしかならないんです。そこはどうでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えいたします。

仮契約書といいますのは、印紙税法でいいますところの契約書に該当することになります。ですから、印紙は必ず貼付するということが当然のことになるということでございます。先ほど説明の中で、議会の議決があった場合には本契約になる旨の記載があったというふうに思いますが、この仮契約書が本契約書ということになりますので、この一つしか作成しないということになりますので、改めて本契約を作成するということではございません。議決があった場合にこの仮契約が本契約書ということになるということで、この仮契約書に印紙を貼付するという形となっております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） この印紙法、私はこのことは本当に素人でわかりませんがね、どう考えても、これはおかしいというふうに思います、形式的にも。ただ、議決があったらこれがその

まま本契約になるんだということはわかりますよ。そういうことを今までやってきました。本会議で、この議会で否決した例というのは、この10年間に1件しかありませんけれどもね。そういう例だってあるわけですから、その場合はじゃあ、印紙税法では返さないでもいいということになるのかな、この3万円は。契約は不成立でしょう。不成立であれば、この契約書そのものが、契約行為そのものがなかったことになるわけですからね。だから、3万円は町が返すことになるのか。それはどういうことですか。参考のために教えてください。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 議決に至らない段階では、町は本契約を締結する債務を負うというものではございませんので、損害を賠償する義務は生じないというふうに考えております。

○12番（中村益行君） 最後。これは……。

○議長（中村一喜男君） ちょっと待ってください、指名します。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） これは契約相手方に対する、私は非常に不誠実なことじゃないかなと思うんですよね。もちろん仮契約段階で、議会で議決に至らなかったときはこれは成り立ちませんよということをお知らせしてあります。それを承知の上で、相手方は仮契約書を結ぶわけですね。だから、それを承知だから3万円出していいということはどうなのかなと。一種の詐欺行為みたいに私は聞こえるんです。これは、私の素人論です。素人論だけでも、一般的な理解からしても若干おかしいなと。今後の課題に、私も勉強課題にさせていただきます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかにありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 今の件ですが、この印紙は、相手方が法務局のほうに申請されると返ってくるんじゃないですか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 印紙税につきましては、町は当然、印紙税の負担はしませんので、業者のほうに印紙税の手続を貼付してなさるということですので、おっしゃるとおりだというふうに思っております。

町としては、契約できなかったことを理由として、さまざま相手方が損害賠償を請求することができないということも含めて、先ほどちょっと申し上げたところでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかにありませんか。

2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 私は、先ほどから一般会計補正予算の中でもいろいろ議論をされておりました。そういったことも踏まえて、グラウンドゴルフ場建設につきましては、本年度になりまして経済建設常任委員会に突然上がってきて、現地も見て説明もあったわけでございます。そして3月の当初予算に上程をされまして、私も賛成をした一人でございます。しかしながら、3月の時点と4月の震災、そして6月の豪雨、全然時間によって状況が一変しているというふうな

私は思っております。町長は一生懸命に一般会計補正予算の中でも、こういったことで手当てをしていくんだというような説明がありました。私にもその気持ちは伝わっております。しかしながら、住民感情、そして被災を受けられた被災者の感情を考えますと、「今、グラウンドゴルフ場かい」と、この気持ちは大変強いというふうに、私もいろんな人から聞いております。ここは1回、この工事はちょっと。私は非常に永久にだめとか、もうつくらせませんとか言うわけじゃありません。やはり時期を見て、二、三年後にはグラウンドゴルフ場も必要でしょう、整備していかなければならないと思っております。そういったことで、先に延ばすというような考え方ができなかったものかということですね。

それと、課長のほうから説明がありましたが、補助金も受ける内示を得ているというようなことでございますが、大体、当初は一般財源で全部するというような、1億4,000万ぐらいの総額の予算だったかとは思いますが、そういったことで提案をされました。ですから、一般財源なら、町長の判断一つで、もちろん議会の議決は必要でしょうが、ほかに予算を回す、そして被災者のために負担のパーセントを1%でも、0.5%でも下げる、それができるのではないのでしょうか。そのところの考えをお聞かせ願えればというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 言われることについてはよくわかります。ただ、私は今度の震災、それから水害、これは復旧意欲という点ですね、これを一番心配しているわけですね。もちろんお金のこともありますけれども。これを例えばいわゆる軽減をしても、もう農地は要らない、自分もうそれに頼っていかない、そういうところの復旧意欲という点、これをどうするのかというのは、もちろん負担金を軽減するというのも大きな要素であるとは思いますが、この意欲という点は、この町がどういう方向に進む、どういうことを考えている、何をやろうとしてるんだと、それを見ながらだとか、そしてイベントだとか、いろんな行事だとか、これを自粛ムードだとか中止だとか、そういうことではなくて、やはり何かをやっていこうと。自分たちが日常というのを本当に、何もない異常なことがない日常が一番幸せだったと。これはみんなが言われます。そういう日常が大事だったというならば、早く日常に戻そうということをいろんなところで私は訴えかけているわけでありまして。意欲という点、それから早く日常に戻る。そういうことを考えていったときに、グラウンドゴルフというのは、今、年配の方が非常に多く競技をされています。健康増進だとか、いろんなコミュニケーションをとるのに非常にいいということで。ただ、いろんな会場を見ても、芝コースというのは非常に少ないということで、芝コースを非常に要望されているところもかなりございます、高齢者の方々中心に。そこ辺を早くつくってあげるとのこと。それが意欲につながっていく、復旧意欲につながっていくというふうに考えております。

これはもう、何をもとに「頑張ってください」って言うのかというのは、私は、自分たちもこれだけ負担をしながらもやっていきます、だから皆さん方も一緒になって、復旧復興に向かって一緒にやっていきましょうと、これを言っていくのが一番効果があると私は思っているんですね。自粛します、これをやめて負担金を軽減しますということだけが、復旧意欲につながるものじゃないと私は思っているわけです。やはり、自分たちも身を削りながら、ここはやっていきたいと

いう気持ちを前面に出していくということが大事なことであり、思っております。

もう一つは、観光が、通潤橋、特に矢部地区に関してははですけれども、通潤橋に頼り過ぎてたという点も一つあります。やはり、通潤橋の放水がなくなりましたら、どんどんもう、2割、3割減、これがずっと続くわけです。それはやっぱり通潤橋に頼り過ぎて観光を余りにもし過ぎていたということでもあります。これも、なら何をやるのかといたら、やっぱりさっき言った八朔の造り物を中心にしたまちづくりというのが一つありましょし、グラウンドゴルフ大会を誘致して、通潤山荘も活性化させるんだ、この町の観光をそのときにPRするんだ、そういうことも何回も私も、議会の中で聞いたことがございます、過去の。そういうことも考え合わせると、やっぱり今度のときにやらなければならない。震災があって、水害があって、確かにこの町を揺るがす、将来に非常に影響を及ぼすような、何百年に一回かわかりませんが、そういう震災や水害の被害を受けておるわけですが、ここはやっぱり、乗り切るためにも、グラウンドゴルフ場等はぜひとも進めたい。逆に進めなければならないというふうに考えておりますので、何とぞ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 財源の点で1点だけ御説明いたします。

当初予算で、今回のグラウンドゴルフ場の整備工事を計上いたしまして、議決を得たわけですが、その際の財源としては、公共施設整備基金、これを1億円取り崩して充当するというようにしております。公共施設の整備基金というのは御案内のとおり、公共施設を建設する際の充当財源とする特定目的の基金でございますので、一応そういったことで御承知をお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 町長が申されました、こういった機会だからこそグラウンドゴルフ場を整備してするんだと。私は、こういった震災、水害が発生してないならば、それはもちろん、当たり前でしょう、そういった考えでしょう、平時の場合ならばですね。しかし、こういった何百年に一度というような地震、そして、何十年に一度というような、経験したことのないような集中豪雨、こういった災害が起きたときに、この案件だけは、私は被災者の気持ちに寄り添っている事業ではないというふうに思っております。

そして、グラウンドゴルフ場につきましては、町長も申されました、健康増進であったり、仲間づくりであったり、いろんな効用があります。芝のグラウンドがいいというのも、私もわかる。しかし、清和のほうでは、文楽館の前のあの狭いスペースでもどうにか、公認コースではないにしてもされます。天文台もしかりです。それとか、そよ風パークとか各地区のグラウンドでもグラウンドゴルフはできるわけですね。そういったことを考えれば、これはやっぱり「今かい」というようなことだと思います。

もう答弁は結構です。私は、これは先延ばしをしてほしいというようなことで反対をしたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） ほかにありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 私も2番議員に同調しようと思うんですけども。先ほども言いましたように、補助金とか助成が及ばんとこがたくさんありますよね。それと、各集落あたりに、堂さんとか、いろいろ神社関係がございますよね。文化的に入っとらんところのは、文化財的なものがないから、全部予算は何もないと、補助金あたりはですね。そう考えますと、そこら辺を、復興するにしても、皆、各集落あたりで出し合わせてつくらにやいかん、再生せにやいかんという話もございます。そういうこともございますし、この際、廃案じゃなくて先送りしてと。震災とか豪雨によって被災に遭ったところの、文化的じゃないそれに準ずるようなところとか、各集落の守り神じゃないですか。そういうところが復興するようなところに、ぜひ回していただきたいと、私はそういうふうを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 4番、後藤です。

この件に関しましては、当初予算、私は場所的なこともあるし、いろんな形で予算の否決ということに回ったわけです。その後、震災がありまして、6月の議会で、工藤議員及び藤澤議員のほうから見直すべきじゃないかという議論が出されました。その後、議会を開くこともなく、何らすることなくこのままの状態になってまいりました。

○議長（中村一喜男君） 後藤議員、質問ですか、意見ですか。

○4番（後藤壽廣君） いやいや、質問です。

それで、今になってまいったわけですけども。私も、2番議員及び5番議員が言われたように、町民の皆さんの意見を聞くとなかなか、今じゃないだろうということもありますし、グラウンドゴルフ場に関しましては、そよ風パークもあれば、竹原地区にもあります、清和地区にもあります。その管理については全部地元でやっております。つい先日も、地元でイベントがあった中で、管理は誰がずっとや、どぎゃんふうになっとや。それは管理料ばちっともらわにゃん困ると。

この管理につきまして、いろんなことを調べてみますと、年間四、五百万かかると。かからなくても、その程度はかかるだろうというふうを考えておりますし、これをどのように今後管理していくのか。町でモアなんか買ってやっていくのか。それとも、地元の誰に委託されるのか。町でするならば、総合的なグラウンドゴルフ場の管理をどのように考えていらっしゃるのか。それについて、副町長のほうは、これをやるのが元気の出るあかしと言われましたけど、どうも私はそうは考えられませんので、その点について町長の意見、管理について生涯学習課長の意見、それと、今後の利用計画について。益城地域におきましては大会は中止になりました。今後、この3面を使って本当に5年後、10年後、3面が本当に必要なのかということも十分議論されたのか、それについてもお尋ねしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 施設整備後の管理についての御説明をさせていただきます。

管理につきましては、整備後におきまして、芝でございますので、大変必要なところがござい

ますで、ほかの体育施設ですとか、そういったところと合わせまして、同様やっているような形で、委託等を含めながら検討しているところでございますので、お願いします。

○議長（中村一喜男君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） まず、グラウンドゴルフ場の財源について、災害の復興復旧に回すべきではないかという御意見がありましたけど、グラウンドゴルフ場の財源については、先ほど総務課長が説明しましたとおり、公共施設の整備基金を使っていますので、これを回すということは直接はできないということでありまして。これが第1点であります。

それから、藤澤議員のほうから、地域のお宮とか、そういったコミュニティー施設、文化施設を先にやるべきでないかと、それに対する財源手当てがないという御指摘がございました。これについてはまさに、公費では非常に出しにくいということがございまして、しかしながら、こういったことは整備の必要性が非常に高いということで、これについては国のほうでも、そういった公費で出しにくい、しかしながら重要な分については、震災復興基金ということを造成して、それで対応するというようにしておりますので、そういったお宮、寺社仏閣については、今後、そういった復興基金によりまして支援していくということになろうかと思っております。

それともう1点、重なりますけど、町長が先ほど申し上げましたとおり、非常に皆さん、震災で非常にうちひしがれて下向きになってるといふときだからこそ、こういった明るい、もともと八朔祭についても、江戸時代、非常に不作があって、元気を出すためにこういった祭りが始まったということを言われておりますけど、ここは少し藤原議員とは見解が違うところがあるかもしれませんが、非常に皆さんが下向きかげんになっているときに、こういったスポーツ施設をつくることによって元気を取り戻してほしい、また、そういったスポーツに親しんでほしいというのが、今回、グラウンドゴルフを予定どおりやりたいということの大きな理由でございます。

○議長（中村一喜男君） ほかにありませんか。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 予算の件については、当初予算でお認めをいただいたということでありまして。いろんな論議が当初もありました。その中で議決をいただいたというふうに考えております。

今回、震災だとか水害の点で、これだけを、なら見直さないということは少しおかしいんじゃないかなと。やっぱり、当初予算全体を見直すということになればそれはわかるんですが、グラウンドゴルフ場だけを、これは不必要だというのはいかがなものかと私は思うわけでありまして。やはりここは、全体的に当初予算を考えた上でも、これは、この町の将来にとって必要ですと。この町が、今後の振興策を考える上で必要だということを申し上げながら、いろんな意見がありながら議決を得たところであります。この面もよくよく考えていただいて、今回は契約の承認という中で、そういう御意見をいただきましたけれども、ほかにタイミングがなかったんじゃないかなと言われますけれども、6月の定例もいろんなお話を私もさせていただいたつもりでもございます。その中で進めたことでもありますので、何とぞ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） ほかにありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、生涯学習課長のほうからお話がありましたけれども、管理につきまして検討するというようなことでしたけれども、検討じゃなくて、やっぱりつくる以上は管理については明確な答えを出して、このようにして管理するというのが当然だろうと思いますし、つくった後検討するという、そんな話を聞いても、え、どうなっているんですかというふうな疑問しか沸きませんが、それについてどのようにされるつもりか。今後検討するじゃなくて、このようにして管理をする、それで管理費がどのくらいかかるというようなことは計算できていると思いますし、当然、隣接町村にもたくさんありますので、その辺はわかっていると思いますし、また、3面の利用についても十分検討されてるというふうに考えてますけれども、つくった後、利用があるのかないのかということもはっきり明確でもないし、その答えが出てないようですので、もう一遍答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 先ほど申し上げました検討しますといいますか、ほかの体育の施設の、例えば町営のグラウンドとかがございましたりしますけれども、そういったところで、例えば芝地があったりしますが、そこあたりについても外部委託とかをやっているところが多数あります。こういったところと同様な形で、そうしたところで、芝生の管理については外部委託を考えているというところでございます。その方針でいくところということでございます。

それから、グラウンドゴルフ整備につきましての効果的なものでございますが、町のグラウンドゴルフ協会の会員数が、現在は最近の数字でいきますと、平成27年度の実績では273名の会員様がおられるということでございます。

それから、そういった協会のみならず、先ほど町長もお話ししておられましたが、グラウンドゴルフというのは非常に誰でもできるような生涯スポーツでございまして、この生涯スポーツの普及推進は、従来から既に住民の皆様にも周知・浸透してるところでございますが、これを住民の方の健康増進のために今後もずっと普及・推進していきながら、町の大会のみならず、郡の大会等を普及させながら、町外の方の集客、それから観光イベント等にもつなげていければというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） これだけでなく、当初予算で計画されたものについては、震災で職員の皆さん方も大変だろうと思いますが、当初予算化されたものは順次やはり実行していく、そういうことが必要だろうと思います。だから、このことも、グラウンドゴルフ場も含めて、ほかのものぜひ進めさせていただきたい。そういうことをお願いでございます。

それから一つ、皆さん方に御理解願いたいと思います。というのは、私も地元の老人クラブに入っております。活動というのはそれぞれ、余りできませんが、入っておりますが、一応現役を卒業された方々は、私たちのように、現場におる人たちのように、緊迫感というのはありません。こういう大災害があって町が大変だというようなことは、理解はできても、それほど緊迫はされ

ておりません。おかげで、そういうことからだろうと思いますが、組まれた行事は着々と進められている。ゲートボール、グラウンドゴルフ、そういうふうな大会も全て行われているということでございます。だから、その辺のところも、皆さん方も御理解願いたい、そういうふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 質疑ですか。

○11番（田上 聖君） 終わりです。意見です。

○議長（中村一喜男君） 意見よりか質疑をお願いします。

ほかに。

2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 質問に後で変えますけれども、今、町長おっしゃいましたですね。何でこれだけやり玉に上げるのかというような感じですね。全体を見直すなら全体でしょうとおっしゃいました。6月の最初の全員協議会の中でも、私は質問いたしました。震災を受けて予算の見直しを考えていますかというようなこと。そうしたら、町長は考えてない、やっていくというようなことをおっしゃったわけですね。考えていないなら、全体を考えていない、してくださいと言っても町長の考えは変わらんでしょう。ということから思いますと、やはり、これは出てきた案の中から一つずつ、これはちょっと待つべきじゃないかということをしていくのが私どもの務めではないかなと、私は未熟ですが、そういったふうに考えております。

それと、質問に戻りますけれども、町長は確かに、見直しませんとおっしゃいましたよね。その点をお聞きします。

それと、財源の問題ですが、町民は、公共的な建物の建設基金とか、そういったことは思わんわけですね、全部。それはまた、私は認めれば、それは議会とか何とかの条例か何かあるか知りませんが、手続上いろいろあるかと思いますが、ほかに転用ができないことはないというふうに思いますが、その点を総務課長のほうにもお聞きしたいと思います。

終わります。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 災害の復旧財源等々につきましては、財政調整基金というのが先ほど来出ておりますけれども、これは第1に掲げてやっていくということ、そのための基金でございます、財政を調整する基金ということでございますので。それを充当としながら進めていくということが第一でございます。

また、特定目的基金というのは、ある事業をやるときに、そのために、いわば一般家庭でいいますと定期預金みたいな形でためて、そしてそれを使っていくという形でございますので、そういった設置した趣旨がまた変わってしまいますので、財政調整基金、それから、それに準ずるような例えば減債基金等は、そういったことに使っていないということになっておりますけれども、ほかの特定目的基金というのは、原則、その目的に沿った取り崩しなり事業を行っていくということも大原則であるというふうに私は思っております。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） はっきりとは、議事録を見てみなければわかりませんが、グラウンドゴルフ場そのものについては、私は進めたいという話を申し上げたというふうに思いますし、全体をどうのこうのという話までは、その話がいったかなというのをちょっと記憶してないんですけどね。これは議事録を見ればわかることですから、言ったのであれば、そう思いますけれども。基本として、先ほど言いましたとおり、震災があつて、水害があつて、なら、例えばグラウンドゴルフだけじゃなくて、道路改良とか一般の事業を全部もうやめますとか、そういうことは言っていないと思うんですよ。そういうことは見直しますということは言っていないと思います。全体やるというような勢いで、私はこういうときだからこそ既定の予算については粛々とやるべきじゃないかというような意見を言ったというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） いろいろ聞いてみて思うのは、議案の目的、それから、町長の思いもわかります。ただ、多くの町民が、一方でやはり、先ほどから2番議員から言われてますけれども、この時期にグラウンドゴルフなのかという話ではないかと思つてます。補正の話から聞いてみますと、町長の話、それから総務課長の話も聞きますと、やはり8月あたりはまだ、今からいろいろ積み上げていかなん、見通しをしていかなん。そして9月、そして12月ぐらいになると大体の見通しができるというような話であつたかと思つています、先ほどの説明はですね。そういう中で思ったときに、私は当初予算に対してこれも一つの理由として反対しとつたんですけれども、議会として認めた以上は仕方がないと思つながらも、その後、予算成立後において、やっぱりいろんな事情の変化、先ほど言われた震災、豪雨などを見きわめた中で、今やらないかのかなと。もう少し、先ほど言いましたけれども、12月、あるいはそのぐらいに先送りして、いろんな財政事情を踏まえた中で検討してみてもよかつたのではないかなと。6月の議会においても、それぞれ、議会からも見直してはどうかというような意見があつた中で、町長は、先ほど来の答弁をされておられましたけれども、そこは議会の声ももうちょっと真摯に聞くべきじゃなかつたのかなと思つてます。

財源についても、公有施設整備基金ですか、それも何だかんだ言つても基金は基金で、町の大事な財源であります。よほど、私から言わせると、グラウンドゴルフよりも、それこそ町営体育館とか、そちらのほうに回していただきたいなというふうな思いでもあるわけでもありますけれども。

やっぱり、今する契約なのかと。補正でありました農災、いろんな町民の方々が思つておられる、町長も言われてました、離農もされるような状況ではないかという中で、まずは町長が掲げておられました集落維持、営農のほうにも、もう一步踏み込むぐらいの予算の立て方でもよかつたのではないかなというふうにも思つてます。

意見という形にはなりにくいかなと思つていますけれども、ちょっと討論っぽくなつてしまいましたが、やはりここはちょっと見直すべきではないのではないかなというふうにちょっと思つてるところでありますけれども。答弁は要りません。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 一つ、総務課長に聞いておきます。

基金の性格ですね。目的基金は、私の理解では、過去の納税者に対して、こういう目的で積み立ててもらいますと。そして……。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君、3回終わってますので。

○12番（中村益行君） 3回終わっとるですか。

○議長（中村一喜男君） はい。

ほかにないようでしたら。じゃあ、質問から受けます。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 8番、工藤ですけれども、先ほどから建設後の管理についての質問が出ておりました。その前の議案についても、その後の施設の管理についてということでもありました。

私は、非常にまずいのは、物をつくればいいというような考え方が先に立って、後の管理のほうがおろそかになっておると。さあ、つくってしもうたからどぎゃんかせにやいかんと。誰がするかといったときに、それでは結局、商工会がしますとか、あるいはグラウンド協会にお願いしますとか、結局請け負わんならば町でせにやんと。結局は町でせにやんごとなるわけですね。委託にするにしても、ただじゃ誰もせんわけですから、委託料を払わにやいかん。結局は町でせにやならんというのが、これは非常に、私は建設する際には、きちんとした後の管理についても、きちんと決めたところでやってもらわんことには、ただ物づくり物づくりばかりじゃ、私はいかんとと思います。

先ほど、副町長のほうから、今は下向きな時期ですから、これを何とか、活路を見出そうというふうなことで話がありました。私も現場を何回か産業経済委員会で見ましたけれども、本当に下向きな土地です、あの土地はですね。もう底です。谷底です。ですから、谷底から上を見れば、確かに上向きにはなるとは思いますけれども、ただ、状況的に果たしてどうかなというような気はします。

しかし、先ほどから話がありますように、6月議会のとき、私は町長にも言いました。地震で、この際、事業を見直すべきじゃないかというような意見も出ましたけれども、私も、藤原議員も少し言いましたけれども。そこで何の議論もありませんでした。それ以上の議論はありませんでしたので、そのとき、私は承認しましたので、承認ということになりますけれども。問題は、生涯学習課長、建設後のやっぱり管理ですよ。これが一番金がかかる。建設は、そのときだけで終わりますけれども、毎年毎年、金がかかるわけですよ。そのことについては十分協議して、やっぱり、本当は、この時期に、できた後はどういうふうにするという確信的なことをみんなの前ではっきりと言ってもらいたいと私は思いますけど、その点について学習課長から、ひとつ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 工藤議員から、再度、管理の件についての質問、確認でございますが、先ほどから申し上げておりますとおりに、ほかの既存の体育施設等におきまして、芝

地あたりにつきましては、外部委託で受託している部分が多数あります。そうしたことを踏まえて、今回のグラウンドゴルフ場におきましても、同様な形で今のところは想定したところで、敷地面積も1万4,000平米ほどありますので、広大な面積を有しております。ですから、そこあたりを含めて、ほかの外部施設と同様の形で、今すぐ契約にはもちろんありませんが、整備後につきましては、来年度以降はそういう形で予算措置をとっていきたいというふうに思っているところです。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 今、管理の問題が言われておりますが、私も非常に懸念を持っているわけですね。というのは、これを以前に、御岳中学校跡地につくられました。皆さん御存じだと思いますが、本当あそこも草ぼうぼうです。立地条件が悪かったにしろ、大変な、何千万か打ち込んであの結果ということは、皆さん方も御認識をされてるかと思えますけれども。今回、こういう形で、とにかく当初予算は通してはおりますけれども、これだけ議員の皆さん方の御意見を聞くと、私も理解はできるんですよ。まだまだ今から先、どういうふうな天変地異が起きるかわかりません。12月までそれぞれ査定を行うと。職員挙げて、また、町を挙げて取り組むということを書いてらっしゃいますけれども、予算は確かに通っておりますけれども、ほかの予算もいっぱい通っておりますね。なぜこれを急いでされるのか。その辺のところはちょっとわかりませんが、管理委託をどこにされるのか。町がやっつけられるのか。あるいは、ゲートボール協会に委託されるのか。ゲートボール協会の会員はわずか273名ということを知りました。ほんの一部の人たちですね。これで果たしてこの3コースを十分管理ができていけるのか。あるいは、稼働率、そういう問題を見たとき、非常に私は、こういうことで上がってきておりますから、非常に気をもんでいるわけでございますけれども、これから先のことを考えると、もろ手を挙げて賛成ということにはなりません。

これから先、この後をどういうふうにして運営していくか。これをひとつ、よかったら答弁をお願いしたいと思いますけれども。課長でもいいですしけれども。どういうふうな構想をですね。でくっとはいいですよ、いいけども、後をどういうふうにやっていくかを答弁願えたら幸いです。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） 先ほどからたくさん御意見等、質問等あっておりますけれども、確かに今回の災害ですね、地震、そして豪雨と、そういう中でこの事業なのかということをお先ほど御質問ありました。

確かに、協会の人数は、先ほど二百何十名ということで出ましたですけれども、それ以外にもかなり多くの町民の方たちが、このグラウンドゴルフ場については期待をされてます。いろんなところから、教育委員会のほうにもお尋ねもありますし、いつできるのかという話もずっとあっています。

このグラウンドゴルフ場ですけれども、管理の話はまた後でちょっとしたいと思うんですけれど

ども、今回の災害があって、農家の人たちの中にも、かなりこの競技に親しんでおられる方がおられるわけですね。そういう中で、今回、これを引っ込める、そういうことだったら、さらに、農災に加えて気持ちがなえてしまうわけですね。だからこそ、進まんといかんとですよ。

そして、この間、中体連がありました。郡の中体連。上益城管内あちこち被害が出てます。そういう中で、中体連をやめようという話もありました。しかし、子供たちがせっかく今まで頑張ってきた、その場をつくりましょうということで、そして会場はこの山都町にほとんど持ってきました。できたんです。子供たちがやっぱり夢を持つことができる。そして何より、この町の子供たちが、そのことで非常に喜びました、ここでできたということですね。

今回のグラウンドゴルフ場、大人だけでないです。子供たちに対しても、やっぱり夢や希望を持たせる、その一つにもなるだろうし、これこそ復興にもつながっていくと思うんですよ。そういう思いから考えていただきたいし、これはもう町民の、私は悲願というふうに捉えています。

それと、管理のことについては、まだ詰めをする必要は確かにあります、そこは話は進めてますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村一喜男君） 起立少数です。

したがって、議案第59号「工事請負契約の締結について（山都町営グラウンドゴルフ場整備工事）」の原案は、否決されました。

○議長（中村一喜男君） 以上で本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。会議を閉じます。平成28年第2回山都町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後0時51分

平成28年8月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第57号 平成28年度山都町一般会計補正予算（第3号）について 8月2日 原案可決

議案第58号 工事請負契約の締結について（山都町文化交流拠点施設建設

工事)	8月2日	原案可決
議案第59号 工事請負契約の締結について(山都町営グラウンドゴルフ場 整備工事)	8月2日	原案否決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長 _____

山都町議員 _____

山都町議員 _____